

THE ペット法塾2018/11.23「動物学習会」

「野良猫餌やり禁止」の誤りを正すテキスト

簡便なテキストの制作を検討

2018,11,23 THE ペット法塾

- 1 餌やり禁止の法律はない。
- 2 餌やり妨害は不法行為、犯罪。損害賠償義務（京都地裁H29,3,23判決）
- 3 所有の有無に拘わらず猫の虐待（給餌、給水をしない等）は動愛法44条犯罪。
（以上、植田(弁)）
- 4 「地域の同意」はありえない。「餌やりが原因」とする誤解
行政は「野良猫迷惑はあるか。これをなくす」と、苦情を言う人、自治会長などへ声掛け。ボランティアも必要に応じて同行。官民一体
「目的は地域住民のトラブルをなくす」
- 5 「餌やりボランティア」は、行政、地域、ボランティアの3者一体の地域猫活動の重要な協力者（自から野良猫をなくすための費用負担をしてTNRMの公益活動をする実践者）→「餌やり禁止」では重要な人材を失い成功しない。
*「餌やり禁止では地域猫対策は進まない」「行政と地域住民、ボランティアがともに活動をする」（高木優治、元新宿区職員）
- 6 行政が住民任せにすることは誤り。誤解や住民のいがみ合いが継続する。
*「行政は現場のボランティア（ボラ）任せにしない」「ボラを行政や住民の便利屋にしては失敗」「行政は、クレームの住民、地域住民、ボラの現場がうまく回るための口利き」（石森信雄練馬区職員）
- 7 官民一体（行政、地域、ボランティア）で初めて成功をする。
- 8 成果を行政広報で住民に積極的に広報する。
住民の納得、協力。住民の苦情、争いがなくなる。円滑な財政支援のため
*「広報をしないと住民同士の断絶の継続」「猫の被害を減らす活動です→クレーム住民、地域住民の信頼関係の形成」（石森信雄練馬区職員）
- 9 野良猫の避妊去勢を一気且つ一挙にする。野良猫は以降増えない。
費用の行政、他公的負担。個人負担は限界。問題が継続する。行政、地域環境問題として補助
- 10 地域猫TNRM（避妊去勢と餌やり管理）は、行政の猫殺処分をなくす。
- 11 成果。

練馬区人口72万人、子猫の引取数H21、85頭→H27、11頭

新宿区 苦情件数犬猫合計H21、226件→H28、127件

引取数犬猫合計H21、83頭→H28、28頭（猫16、犬12頭）

高木氏「動愛法に伴い関係法令の整備」「都道府県、市町村の連携の基本指針の策定」「地方自治体への財政、人的支援」などの必要

神戸市「野良猫の取組」、当初予算1000匹TNR予定、市の追加予算、寄付金で1000匹以上追加、殺処分数H21。2492匹→H29。351匹。

奈良市「殺処分ゼロへの取組」市長の施策方針。引取数の減少

マスコミ報道と市民の理解。避妊補助金（市で一部手術）。土日、保健所へ市民の見学、行政の譲渡会。ペットショップ犬猫パートナーシップ店
犬猫合計、H25,引取数（負傷含む）475頭、返還67、譲渡12、殺処分367
→H29、引取数196匹、返還17、譲渡109、殺処分183

（資料）

- 1 2 遺失物法違反の殺処分。所有者への損害賠償義務、犯罪（冨田弁護士）
- 1 3 狂犬病予防法の適用の違法。同上（溝淵、植田）